〔昭和４７年５月１１日
海上自衛隊達第３２号〕

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令（昭和４７年海上自衛隊訓令第１７号）第１１条の規定に基づき、自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達を次のように定める。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

（趣旨）

第１条　この達は、自衛艦の艦内の編制等の細部について必要な事項を定めるものとする。

（通信長等及び船務士等）

第２条　自衛艦に乗り組んでいる幹部自衛官（艦長、艇長、副長、試験長、弾道ミサイル防衛長（ＢＭＤ長）、弾道ミサイル防衛士（ＢＭＤ士）及び科の長を除く。）は、通信長、気象長、砲術長、水雷長、立入検査長、敷設長、潜航長、整備長、艦上救難長、解析長若しくは応急長（以下「通信長等」という。）又は船務士、通信士、航空管制士、電整士、気象士、観測士、砲術士、水雷士、立入検査士、運用士、処分士、掃海士、敷設士、潜水士、潜航士、飛行士、整備士、艦上救難士、航空標的士、機関士、応急士、補給士若しくは衛生士（以下「船務士等」という。）とする。

２　通信長等は、別表通信長等の欄に掲げる区分に応じ、同表科の長の欄に掲げる科の長の命を受け、同表所掌業務の欄に掲げる業務を分掌する。

３　船務士等は、別表船務士等の欄に掲げる区分に応じ、同表所掌業務の欄に掲げる業務について、同表科の長の欄に掲げる科の長（通信長等の置かれる場合には、通信長等）を補佐する。

（准海尉等）

第３条　自衛艦に乗り組んでいる准海尉、海曹及び海士は、それぞれ所属する科の長の命を受け、業務に従事する。

（分隊長）

第４条　分隊の長は、分隊長とする。

２　分隊長は、艦長又は艇長の命を受け、分隊の規律を維持し、隊員の身上取扱い及び訓育その他の教育訓練を行う。

（分隊士）

第５条　分隊に、分隊士１人以上を置くことができる。

２　分隊士は、幹部自衛官又は准海尉をもつて充てる。

３　分隊士は、分隊長を補佐する。

（班）

第６条　分隊は、１以上の班に区分する。

２　班の長は、班長とする。

３　班長は、分隊長の命を受け、班の規律を維持し、班員の身上把握及び訓育その他の教育訓練を行う。

（部署配置表の表示）

第７条　艦長又は艇長は、自衛艦の艦内の編制等に関する訓令第１０条の規定に基づき定めた乗員の配置を、部署配置表として、適宜の場所に表示するものとする。

附　則

この達は、昭和４７年５月１２日から施行する。

附　則（昭和４８年２月２０日海上自衛隊達第９号）

この達は、昭和４８年２月２２日から施行する。

附　則（昭和４９年３月８日海上自衛隊達第１１号）

この達は、昭和４９年３月１５日から施行する。ただし、別表の改正規定中輸送艇に係る部分は同月３０日から施行する。

附　則（昭和５１年５月１０日海上自衛隊達第１３号）

この達は、昭和５１年５月１１日から施行する。

附　則（昭和５２年１月１２日海上自衛隊達第２号）

この達は、昭和５２年１月１２日から施行する。

附　則（昭和５２年４月１６日海上自衛隊達第１１号）

この達は、昭和５２年４月１８日から施行する。

附　則（昭和５４年３月１６日海上自衛隊達第９号）

この達は、昭和５４年３月３０日から施行する。

附　則（昭和５４年９月５日海上自衛隊達第２１号）

この達は、昭和５４年９月５日から施行する。

附　則（昭和５５年３月１３日海上自衛隊達第５号）

この達は、昭和５５年３月１７日から施行する。ただし、第２条の改正規定中敷設艦の項に係る部分は同月２７日から施行する。

附　則（昭和５６年３月２４日海上自衛隊達第１３号）

この達は、昭和５６年３月２７日から施行する。

附　則（昭和５７年４月６日海上自衛隊達第１１号）

この達は、昭和５７年４月６日から施行する。

附　則（昭和５７年１１月８日海上自衛隊達第３２号）

この達は、昭和５７年１１月１２日から施行する。

附　則（昭和５８年３月２８日海上自衛隊達第１２号）

この達は、昭和５８年３月３０日から施行する。

附　則（昭和５８年４月２８日海上自衛隊達第２２号）

この達は、昭和５８年５月２日から施行する。

附　則（昭和６０年３月１６日海上自衛隊達第２号）

この達は、昭和６０年３月２７日から施行する。

附　則（昭和６１年３月１７日海上自衛隊達第４号）

この達は、昭和６１年３月２７日から施行する。

附　則（昭和６２年５月２１日海上自衛隊達第１１号）

この達は、昭和６２年５月２１日から施行する。

附　則（昭和６３年３月２日海上自衛隊達第７号）

この達は、昭和６３年３月１７日から施行する。

附　則（平成元年２月２２日海上自衛隊達第４号）

この達は、平成元年２月２８日から施行する。

附　則（平成元年３月１日海上自衛隊達第５号）

この達は、平成元年３月２３日から施行する。ただし、別表の改正規定中特務艦の項及び特務艇の項に係る部分は、同月２４日から施行する。

附　則（平成２年２月１６日海上自衛隊達第４号）

この達は、平成２年３月１５日から施行する。

附　則（平成３年１月１４日海上自衛隊達第１号）

この達は、平成３年１月３０日から施行する。

附　則（平成５年３月１２日海上自衛隊達第３号）

この達は、平成５年３月１６日から施行する。

附　則（平成５年３月１９日海上自衛隊達第７号）

この達は、平成５年３月２２日から施行する。

附　則（平成６年１０月６日海上自衛隊達第２６号魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第１２条）

この達は、平成６年１０月１４日から施行する。

附　則（平成７年３月２８日海上自衛隊達第１２号）

この達は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年１１月２８日海上自衛隊達第２８号機雷敷設艦の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第９条）

この達は、平成８年１１月２９日から施行する。

附　則（平成９年３月１３日海上自衛隊達第７号）

この達は、平成９年３月１９日から施行する。

附　則（平成９年４月１日海上自衛隊達第１３号）

この達は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月１６日海上自衛隊達第１２号）

この達は、平成１０年３月２３日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２５日海上自衛隊達第４２号哨戒艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第８条）

この達は、平成１１年１月１４日から施行する。

附　則（平成１１年３月３０日海上自衛隊達第８号）

この達は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、第９条の改正規定は同年５月２８日から施行する。

附　則（平成１２年３月３日海上自衛隊達第４号）

この達は、平成１２年３月９日から施行する。

附　則（平成１４年３月２２日海上自衛隊達第２５号海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第４７条）

この達は、平成１４年３月２２日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月２５日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月２７日から施行する。

附　則（平成１５年３月３１日海上自衛隊達第２２号）

この達は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年４月５日海上自衛隊達第１０号）

この達は、平成１６年４月８日から施行する。

附　則（平成１８年３月２７日海上自衛隊達第７号）

この達は、平成１８年４月３日から施行する。

附　則（平成２０年３月２６日海上自衛隊達第１２号）

この達は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成２１年３月１８日海上自衛隊達第４号）

この達は、平成２１年３月１８日から施行する。

附　則（平成２２年６月１８日海上自衛隊達第１６号自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達及び防備隊の内部組織に関する達の一部を改正する達第１条）

この達は、平成２２年６月２４日から施行する。

附　則（平成２３年３月１１日海上自衛隊達第５号自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達及び護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達の一部を改正する達第１条）（抄）

この達は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

・　第１条の改正規定及び第２条の改正規定（第１６護衛隊の項を削る部分に限る。）　平成２３年３月１６日

附　則（平成２４年４月３日海上自衛隊達第６号）

この達は、平成２４年４月６日から施行する。

附　則（平成２４年４月６日海上自衛隊達第７号）

この達は、平成２４年４月６日から施行する。

附　則（平成２５年４月１０日海上自衛隊達第１２号）

この達は、平成２５年４月１２日から施行する。

附　則（平成２７年３月５日海上自衛隊達第３号）

この達は、平成２７年３月２５日から施行する。

附　則（平成２９年１０月３１日海上自衛隊達第２７号附則第１３項）

１　この達は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年２月２８日海上自衛隊達第３号）

この達は、平成３０年３月２０日から施行する。

附　則（令和４年３月１８日海上自衛隊達第１４号）

この達は、令和４年３月２２日から施行する。

附　則（令和６年３月７日海上自衛隊達第８号第１１潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第１８条）

この達は、令和６年３月８日から施行する。

別表（第２条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">艦　種</th><th rowspan="2">科</th><th rowspan="2">科の長</th><th colspan="2">乗組幹部自衛官</th><th rowspan="2">所　掌　業　務</th></tr>
<tr><th>通信長等</th><th>船務士等</th></tr>
<tr><td rowspan="10">護衛艦</td><td rowspan="3">船務科</td><td rowspan="3">船務長</td><td rowspan="3"></td><td>船務士</td><td>情報、電測、通信（通信士が置かれない場合に限る。）、航空管制（航空機が発着艦可能な護衛艦（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦を除く。）に限る。）及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備（電子整備（通信に係る電子整備を含む。）については、電整士が置かれない場合に限る。）に関すること。</td></tr>
<tr><td>通信士</td><td>通信及び暗号並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備を除く。）に関すること。</td></tr>
<tr><td>電整士</td><td>電子整備に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">航海科</td><td rowspan="2">航海長</td><td></td><td></td><td>航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。</td></tr>
<tr><td>気象長</td><td></td><td>気象の観測、予報及び海象の予報並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">砲雷科</td><td rowspan="4">砲雷長</td><td rowspan="2">砲術長</td><td>砲術士</td><td>射撃、射管及び運用（ＦＦＭを除き、運用士が置かれない場合に限る。）並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備については、電整士が置かれない場合に限る。）に関すること。</td></tr>
<tr><td>電整士</td><td>電子整備に関すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>運用士</td><td>運用及び運用に係る物件の整備に関すること（ＦＦＭを除く。）。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>魚雷及び水測（掃海科の所掌に属</td></tr>
</table>

護衛艦			水雷長	水雷士	するものを除く。）並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			立入検査長	立入検査士	立入検査及び立入検査に係る物品の整備に関すること。
	掃海科（ＦＦＭに限る。）	掃海長		掃海士	掃海、敷設、水中処分、運用及び水測（掃海に関するものに限る。）並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	飛行科（航空機を搭載する護衛艦に限る。）	飛行長		飛行士	護衛艦に乗艦している他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の航空機の運用に関すること。
				航空管制士	航空管制及び航空管制に係る物件の整備に関すること（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦に限る。）。
			整備長	整備士	航空機及び航空機発着艦装置の整備並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			艦上救難長	艦上救難士	艦上救難及び艦上救難に係る物件の整備に関すること（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦に限る。）。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長	応急士又は機関士	補機、電機、応急、工作、艦上救難（航空機が発着艦可能な護衛艦（１３，５００トン型護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦を除く。）に限る。）及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
				補給士（１３，５００トン型	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係

	補給科	補給長		護衛艦及び１９，５００トン型護衛艦に限る。）	る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
潜水艦、練習潜水艦及び試験潜水艦	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信、暗号、水測及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	水雷科	水雷長		水雷士	魚雷、射撃及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。

掃海艦、掃海艇及び掃海管制艇	掃海科	掃海長		処分士（水中処分員が乗り組んでいる艦艇に限る。）	掃海、敷設、水中処分（水中処分員が乗り組んでいる艦艇に限る。）、射撃、運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
掃海母艦	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	掃海科	掃海長		掃海士	掃海、運用及び水測並びこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			砲術長		射撃及び射管並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること（ぶんごに限る。）。
			敷設長	敷設士	敷設及び敷設に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関

					すること。
	補給科	補給長		補給士	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
ミサイル艇	船務科	船務長			砲雷科及び機関科の所掌に属しない業務に関すること。
	砲雷科	砲雷長			射撃及び射管並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
輸送艦	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	射撃及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	エアクッション艇運用整備科	エアクッション艇運用整備長			輸送艦に乗艦しているエアクッション艇隊の全部又は一部のエアクッション艇の運用に関すること。
			整備長		エアクッション艇の整備及び同艇の運用に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
					補機、電機、応急、工作、艦上救

			応急長		難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
輸送艇	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長			射撃及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		船務士	情報、電測、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備（電子整備（通信に係る電子整備を含む。）については、電整士が置かれない場合に限る。）に関すること。
			通信長	通信士	通信及び暗号並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備を除く。）に関すること。
				電整士	電子整備に関すること。

練習艦	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	砲雷科	砲雷長	砲術長	砲術士	射撃、射管及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			水雷長	水雷士	魚雷及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長		補給士	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科又は砲雷科	運用長又は砲雷長		運用士又は砲術士	射撃、射管及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
				航空標的士	航空標的の発射及び管制に関すること。

訓練支援艦	航空標的科	航空標的長	解析長		誘導武器による射撃の解析及び評価に関すること。
			整備長	整備士	航空標的の発射装置及び管制装置並びに誘導武器評価装置の整備並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
多用途支援艦	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る業務に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長			運用及び魚雷並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係

					る物件の整備に関すること。
海洋観測艦	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	観測科	観測長		観測士	海洋の観測及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用及び運用に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		船務士	情報、電測、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備（通信に係る電子整備を含む。）に関すること。
			通信長		通信及び暗号並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備を除く。）に関すること。
					航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。

砕氷艦	航海科	航海長			
			気象長	気象士	気象、海象の観測及び予報並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用、水測及び艦上救難並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	飛行科	飛行長		飛行士	航空機の運用に関すること。
			整備長	整備士	航空機の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長		補給士	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
敷設艦	船務科	船務長		船務士又は通信士	情報、電測、通信、暗号、船体消磁、海洋の観測及び気象並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	敷設科	敷設長		敷設士	敷設及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。

	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
潜水艦 救難艦	船務科	船務長		船務士又は通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	潜水科	潜水長		潜水士	潜水（深海救難艇の運用及び整備を除く。以下本項において同じ。）及び潜水に係る物件の整備に関すること。
			潜航長	潜航士	深海救難艇の運用及び整備並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び艦上救難並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。

試験艦	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	射管、運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。 ）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用及び運用に係る物件の整備に関すること。
				機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。

補給艦	機関科	機関長			
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長		補給士	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
特務艇	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号、航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長			運用及び運用に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。